



個室ユニット型施設 推進協ニュース

2026年
(令和8年) 5月号
No. 225

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-20-8
ペネックスS-3 4階
TEL: 045-577-4212 / FAX: 045-577-4213
MAIL: info@suishinkyo.net

- 〈特集〉介護報酬改定の分析と次期改定に向けた要望 < 2面 >
- リーダー研修講師等研修会のお知らせ < 2面 >
- 介護大学から < 2面 >
- 施設紹介(愛成苑・神奈川県) < 3面 >
- 介護ニュース・ダイジェスト < 4面 >
- ズバリ回答! 人事・労務のお悩み < 4面 >
- 財政制度等審議会「春の建議」議論開始 < 2面 >
- 施設紹介(シンフォニー・群馬県) < 3面 >
- 事務局から < 4面 >

入居者も職員も全員参加 新鮮本マグロ二頭をいただく 解体ショーと寿司に歓喜

社会福祉法人聖心会(星野進理事長)は4月23日、特別養護老人ホーム明尽苑(西慶二郎施設長)の大ホールにおいて、今年で15回目となるマグロの解体ショーを開催した。推進協から赤枝眞紀子会長も視察に訪れ、マグロの専門業者や厨房の委託業者も含め法人の関係者約400人と共に全員参加で、ショーを楽しみ、新鮮マグロに舌鼓を打った。

この日、ショーの組上り上ったマグロは対馬産の本マグロ75キロ。22日にあがったばかりのものを空輸してこの日の朝、施設に届いた。一度も冷凍されておらず、まさに新鮮そのものだ。

ショーは冒頭、星野理事長の「一年一度のマグロです。皆さんたくさんありますので、存分に味わってください」との挨拶で始まった。ショーの司会はデイサービス職員の平川陽子さんと特養職員の小杉知美さんが行う。予習してきたメモを手元にマグロのマメ知識を織り

交ぜながら軽妙な語りでショーを盛り上げる。観客もつられて場が盛り上がる。そしてマグロがだんだんと捌かれていく。手際が良い。それもそのはず、捌くのはそれぞれ本職、松戸のマグロ専門店福栄商事株式会社森本一男社長と今はデイサービスの職員国井實さん。使うのは包丁というよりは刀。しかも日本刀より大きい。更に切り分けられ、いよいよ柵となったマグロが最後は寿司に変化した。寿司は参加者全員にふるまわれた。たっぷりある。星野理事長による



新鮮な本マグロを手際よく捌く解体ショー



年に1度のマグロ解体ショーに賑わう会場



と15周年だが皆さん楽しみにしている。最初の頃はご家族にも呼び掛けていたが、どんどん参加者が増えて入りきれないため、やむなく今はご遠慮いただいているとのこと。それほどの注目イベントのようだ。

寿司は赤枝会長と共に味わわせていただいたが、生だとこれほどうまいのかと思うほどうまい。「施設でこういった形で生ものをお出しするのは大変難しい。皆様のためにこれを続けられている。大変素晴らしい施設だと思う」と赤枝会長は話す。

明尽苑は、実地研修施設としても役割を果たしている。星野理事長は言う「職員のモチベーションを大事にし、働いている職場が明尽苑だと職員自身が自慢できる施設にしていきたい」と。



左から星野進理事長、マグロ専門店福栄商事株式会社森本一男社長、赤枝眞紀子会長

推進協主催の研修予定

(6月～7月)

全てオンライン開催となります。

★自己診断研修会

ユニットケア定着状況の自己診断にチャレンジ!!

※3日間で1セット。

・第2回 6月1日、8日、19日

募集締切は5月28日。参加費は無料。

・第3回 7月6日、13日、21日

募集締切は7月2日。参加費は無料。

★ADL維持等加算対応パーセルインデックス研修

※会員価格で受講可!

内容…ADL維持等加算査定の流れ、パーセルインデックスの測定方法(受講後、修了証書発行)

・第2回 6月29日

募集締切6月12日

★安全対策体制加算対応研修会

(受講後、修了証書発行)

※会員価格で受講可!

・第2回 7月22日

募集締切7月6日

★ユニット型施設看護師研修

・第2回 6月3日、10日、24日

募集締切5月15日

★おすすめ研修!!!

★ユニットリーダー研修

・第2回 6月22日、23日

募集締切5月24日

・第3回 7月29日、30日

募集締切6月30日

各種研修はホームページより。

推進協 2026年度
社員総会
7/2 (木)
15:00 - 16:00
開催方法 Zoom ミーティング
※正式な通知は6月頃発送予定

介護報酬に賃スラ、物スラの導入を要望中!!

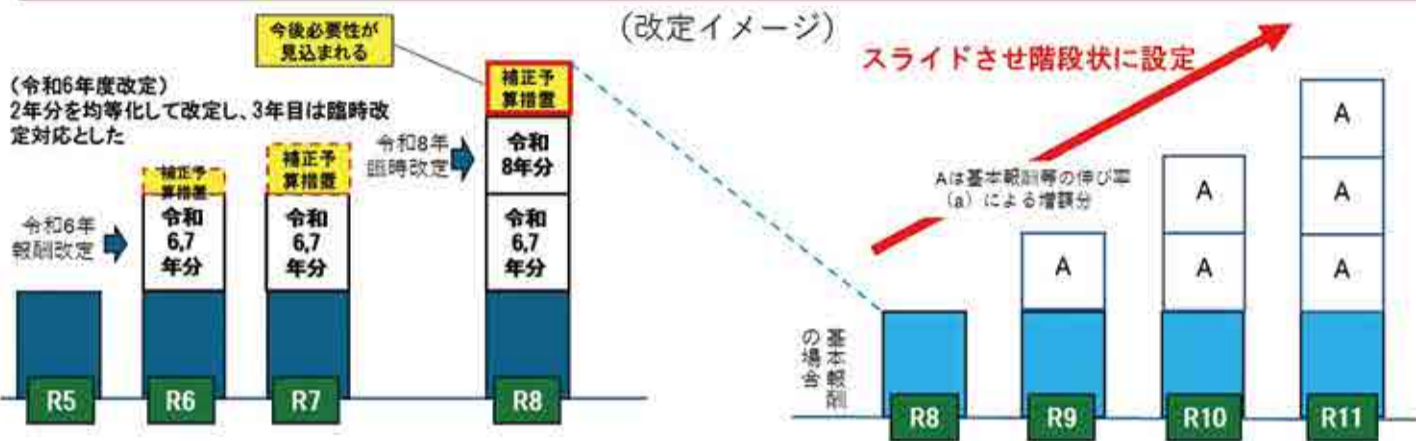
推進協は賃金上昇率、物価上昇率に連動（スライド）させて介護報酬を引き上げるよう求めています。

特集

介護報酬改定の分析と次期改定に向けた要望

（推進協作成） 介護報酬（処遇改善加算と基本報酬等）の改定に関する提案

- ①物価上昇に伴う賃上げ対応は、基本報酬等（処遇改善加算除く）の引上げで対応することとし、令和8年度の補正後の水準をベースに、春闘と消費者物価指数の伸び率により毎年の改定率（a）を設定するスライド方式により階段状に設定する。
- ②処遇改善加算は、本来の目的である全産業平均との差を一定年数で解消する年次計画を立てた上で改定に織り込む。



- （提案の詳細）
- 補正を毎年組むくらいなら予め三年分の伸びを見込み、介護報酬を階段状に設定すべき。＊賃金物価スライドするものに限る。
 - 基本報酬等の伸び率は毎年の賃金物価上昇分（a）とする。
 - 処遇改善加算の伸び（b）は全産業平均との賃金格差解消分として一定率（格差を十年で解消すると見込めばその1/10）とする。
 - aは人動と消費者物価指数の過去の動向から推計したものとし、毎年実績と比較して生じた増減をbを逆に増減させ調整する。（実質的な賃金物価スライド制度）
- （前回改定の評価）
- 前回の改定では配分方法の工夫や臨時改定を予め想定する等先を見込みにくい改定となった。
 - 更に今年も補正予算が必要となるが、同時に改定作業も行わなければならない状況。
 - 補正予算と改定に要するエネルギーは相当なもの。削減できないのが、そして質の向上に取り組めないか。

今年（令和6年）に介護報酬の改定（今回改定）とする。が予定されており、今年度の介護給付費分科会では既に議論が始まっている。

そこで、4月号と今月号に分けて介護報酬改定に関する特集を掲載する。4月号では昨年の臨時介護報酬改定（臨時改定）とする。の課題を明らかにした。今月号では改定に関する具体的な提案を考える。別表をご覧いただきたい。具体的な対案である。ポイント

トは大きく4点ある。改定のベースを令和8年度の補正予算後の水準とし、そこからの伸びを見込む方式にしたこと、このこと、伸びを見込むことで、向こう3年間の介護報酬を階段状設定すること、その際、昨今の賃金物価上昇に対応する引き上げ分は基本報酬等の改定で措置すべきとしたこと、一方、処遇改善加算は年次計画的に一定率で引き上げ続けることとした、以上である。

過去の経緯を見てみると、いずれもハードルは高いように思うが、今後、インフレ経済が続くことを想定すると、どれ一つとして外すことは出来ないように思う。介護報酬の改定方法を本当に抜本的に見直さなければならぬ段階にきている。当然、財源も必要となり、利用者負担も増える。しかし、介護職員の犠牲で成り立つ姿は決して健全とは言えない。適正で健全な介護報酬改定を望む。

「介護産業の労働生産性は低下」 財務省が産業構造の転換を主張

財政審「春の建議」へ議論開始

財務相の諮問機関である財政制度等審議会は4月17日、財政制度分科会を開き、政府の「骨太の方針」や来年度予算概算要求への反映を目指す「春の建議」に向けた議論を開始した。同日は「財政総論」を議題とし、財務省は提出した資料の中で「財政資源の効率的な配分」の観点に触れ、製造業では過去30年間で労働生産性が90%以上上昇したのに対し、「医療・介護産業においては、むしろ生産性が低下」と問題視。医療・介護現場では生産性が伸び悩むまま労働投入を集中させてきたとして、「より少ない労働投入量で質の高いサービスを提供可能とするなど、効率的で持続可能な産業構造への転換が不可欠」と断言した。

また財務省は財政資源の「ワイズスペンディング」（賢い支出）の必要を主張した。日本の社会保障制度はかねて公費負担への依存度が高い上に、近年の医療・介護給付費の増加により、その傾向が著しく増していると記述。介護サービスなどを利用する人の受益者負担に結びついていないことが、「我が国財政悪化の最大の要因」という見方を示した。

財務省はさらに医療・介護の給付の伸びが雇用者報酬の伸びを上回っていることが保険料率の上昇を招いてきた原因と位置づけた。「実質賃金も停滞する中で、保険料率の上昇が可処分所得を圧迫」と述べ、現役世代と主に高齢者との間で負担の不公平が生じているとする構図を強調した。

ただ、財務省が示した資料によると労働生産性は、実質付加価値額÷（就業者数×平均労働時間）＝労働生産性とされており、例えば分母にある就業者数が増えれば下がる関係にある。この就業者の増は財務省が言うとおり労働生産性が下がったのか、あるいは人口の高齢化による需要の増なのかはさらに検証が必要であろう。また、同じ資料には労働投入量の変化も記載されているが、製造業など多

介護大学から

2026年1月25日に実施された第38回介護福祉士国家試験結果について、厚生労働省より発表がありました（3月16日付）。

全体の結果は、受験者数78,469人、合格者54,987人、合格率70.1%（総得点125点に対し得点64点以上の者）でした。合格率については、過去5年間で最も低い合格率でした。

今回の国家試験からパート合格制度が導入され、パート合格者の人数についても公表されました。受験の結果、不合格のパートがあった方は、翌年は合格したパートの受験は免除され、不合格のパートのみ受験できるようになります（合格したパートは2年間有効）。

介護大学校では、厚生労働省よりパート合格（合格パート）の受験免除の導入に基づく在留期間延長にかかる通知の一部改正及びQA（その4）について、神奈川県を通し送付されたことを受け、全分校様宛に通知し、周知を図りました（4月7日メール配信済み）。

第39回介護福祉士国家試験を受験する予定の方は、来年1月に予定される試験に向けて実務者研修教材のEラーニングを研修終了後も継続し、何回も活用（1年間有効）することをお勧めします。

7月8～9日新横浜で開催 リーダー研修講師等研修会のお知らせ 実地研修施設に参加を要請中

推進協では、今年も7月8日～9日に新横浜で一泊二日の選定調査員研修会を開催いたします。実地研修施設の方々の積極的なご参加をお待ちしております。

- 対象者 リーダー研修講師および受け入れ担当者など。
- 日程 7月8日（水）13時～17時 夜懇親会有。
9日（木）9時30分～15時
- 場所 新横浜駅近隣 ②宿は各自で確保願います。
- 内容 1日目、上期（GW変更）の振り返り、下期に向けての取り組み
②夜は新横浜近辺で親睦会を予定。
2日目、カリキュラム見直し案の検討など。
- ・詳細及び申し込みは、1月28日付の通知の文書を参照
・申し込み締め切りは6月5日（金）。延長しました。

介護「ユース・ダイジェスト」

3月26日(木)
4月25日(木)

■厚労省 第10期計画策定の準備作業内容を提示(3月26日)

都道府県や市町村が策定する第10期介護保険事業(支援)計画(27年度)について、2040年を見据えた論点など今年度当初から進めるべき準備作業の留意事項や具体的な手順を示した。

■厚労省 人員不足による介護費減算に猶予措置(3月30日)

介護職員やケアマネの配置数が基準を下回ると介護給付費が3割減らされる人員配置欠如減算について、突発的な事情で人員欠如が発生した場合、1年に1回限り、3カ月以内は減額を猶予する方針を介護給付費分科会で報告した。介護・看護職員の欠員が基準の1割超の場合は適用されない。

■厚労省 協力医療機関との会議開催頻度を緩和(3月30日)

協力医療機関連携加算の算定要件として、月1回以上とされている介護施設と協力医療機関との会議の開催頻度を、ICTによる情報共有を行う場合は年1回に緩和する取り扱いを介護給付費分科会で示した。26年度に行われる診療報酬改定に合わせた措置。

■協力医療機関を定めている特養は約7割(3月30日)

24年度の介護報酬改定で介護施設に対して3年間(26年度末まで)の経過措置を伴って義務化された協力医療機関の選定について、厚労省は選定状況などに関する調査結果を介護給付費分科会で報告した。昨年11月までに①常時相談体制②常時診療体制③原則入院受け入れの3点を全て満たす医療機関を定めている特養は67・9%、老健は83・3%だった。

■厚労省 初任者研修のオンライン受講を制度化(3月31日)

介護職員初任者研修の取扱細則を改正し、通信学習については録画配信を含むオンライン学習が可能(上限40・5時間)であることなどを正式に盛り込んだ。同細則は27

年度に施行され、それに伴い研修全てを通信教育で修了できるコロナ対応の臨時措置は廃止される。

■人口減少地域に新類型サービスを設ける法案を決定(4月3日)

政府は介護保険法などの改正案を閣議決定した。離島など地域の実情に応じた人員配置を可能とする特例介護サービスの新類型として「特定地域サービス」を設け、中山間・人口減少地域での柔軟なサービス提供を可能とする。

■厚労省 期中改定による賃上げ状況を7月に調査へ(4月8日)

今年度に行われる臨時の介護報酬改定(期中改定)で措置される賃上げの効果を評価する「介護従事者処遇状況等調査」を今年7月に実施する方針を介護給付費分科会の委員会で示した。介護職員等処遇改善加算の上乗せ(1人当たり77000円)などの施策に関する調査項目が新設される。

■推進協 厚労省高齢者支援課訪問(4月8日)

8月27日に仙台で開催される車座対話in東北に高齢者支援課長の出席を依頼。支部活動の強化と会員拡大を目的に宮城支部が企画したもの。高齢者支援課長は出席を予定していると回答。

■介護職員の給与 全産業平均との差は8万円超(4月10日)

厚労省は25年の賃金構造基本統計調査を基に介護職員の月給(賞与込み)が31万4000円だったとする集計結果を公表した。前年から1万1000円上昇したが、全産業平均(39万6000円)との差は8万2000円と格差は正が進んでいないことが分かった。

■厚労省 介護施設に災害用の備蓄状況報告を求める(4月13日)

25年度末に「介護施設等災害時情報共有システム」に物資の備蓄状況に関する報告機能を追加したとして、介護施設などに飲料水や食料品、簡易トイレなど災害への備えについて、4月中に備蓄状況

のデータ入力を終えるように求めた。

■推進協 介護保険委員会開催(4月15日)

今年度のユニット議連総会に向けて要望書を検討。今年度は介護報酬改定の年。また、前回改定が不十分なため、その後の6年7年と補正対応した。更に今年度も不足が見込まれる。十分な改定に向けて議論を進めている。

■財務省 介護の「産業構造」転換を求める(4月17日)

「春の建議」に向けた議論を開始した財政制度等審議会の財政制度分科会で医療・介護の労働生産性の低下を問題視し、より少ない労働投入量で質の高いサービスを提供可能とする「効率的で持続可能な産業構造への転換が不可欠」と主張した。また社会保障の公費依存度が増す一方、受益者負担に結びついていないことが「我が国財政悪化の最大の要因」だとした。

■高市首相 介護離職防止へ家事支援を国家資格化(4月22日)

政府の日本成長戦略会議で「育児や介護など家事の負担による離職をどうしても防止したい」と述べ、家事支援サービスの技能検定を国家資格として創設するとし、27年秋の試験実施に向けた検討を急ぐよう関係大臣に指示した。

■介護施設などの退職金制度のあり方を見直しへ(4月23日)

社会福祉法人が運営する福祉施設の職員を対象にした退職手当共済制度について、厚労省は退職者の増加などで給付額が上昇し、財源となる掛け金の引き上げが続いているとして、制度を見直す検討会を設置した。

■財務省 介護テクノロジー導入拡大へ意識改革を要求(4月23日)

財政制度分科会で介護現場の生産性向上を取り上げ、介護テクノロジーの導入が「道半ば」との認識を示し、施設長ら経営層の意識改革が必要だと指摘。政府として介護施設の人員配置基準の柔軟化を進めるべきだと主張した。

ズバリ回答！人事・労務のお悩み

解雇予告手当？ 退職金？

【今月の相談内容】
即日解雇とした職員から、退職後に「解雇予告手当を支払ってほしい」と申し出がありました。退職後でも支払う必要があるのでしょうか？また、退職金を支払っていいかどうか？

【回答】
解雇予告手当とは、事業主が労働者を解雇する際に支払う必要がある手当で、労働基準法に基づく制度です。原則として、解雇を行う場合には30日前までに予告を行う義務がありますが、この予告を行わない場合や日数が不足する場合には、その不足日数分について平均賃金を支払う必要があります。例えば即日解雇を行った場合には、30日分の平均賃金の支払いが必要となります。

この解雇予告手当は、要件を満たした時点で発生する賃金債権であり、退職後であっても消滅時効の範囲内であれば請求される可能性があります。したがって、「退職後だから支払わなくてよい」とはならず、解雇時点で適切な対応が行われていたかが重要となります。

なお、ここでいう平均賃金とは、原則として直近3か月間に支払われた賃金総額を、その期間の暦日数で割って算出する金額を指します。基本給だけでなく、夜勤手当や各種手当も含まれるため、算定誤りには注意が必要です。

また、実務上は「退職金を支払っているため、解雇予告手当は不要」といった誤解が見られますが、両者は性質が全く異なります。退職金は就業規則等に基づく任意の制度であるのに対し、解雇予告手当は法律上の義務であり、相殺や代替として扱うことはできません。したがって、退職金を支払っていても、解雇予告の要件を満たしていなければ、別途解雇予告手当の支払いが必要となります。

実務では、解雇時の判断や手続きの不備が後日の請求につながるため、予告の有無や日数、支払の要否を事前に整理しておくことが重要です。

栗田淳二
推進協監事・特定
社会保険労務士
ITコーディネーター

事務局から

自分へのご褒美に忙しい毎日の中で、ふと「今日は自分を甘やかしたい」と思う瞬間。たりなのがお取り寄せグルメ。家にいなから全国の美味しいものを味わえるという特別感、まさに自分へのご褒美ではないでしょうか。

最近人気のものといえば、素材にこだわったスイーツや、専門店の味をそのまま楽しめる冷凍グルメ。ただ美味しいものを食べるだけではなく、自分のために時間を使うという行為そのものがご褒美になります。

忙しさに追われがちな日々だからこそ、心が喜ぶものを選び、ゆっくり味わう時間を作る。お気に入りの一品を見つける楽しさもお取り寄せの醍醐味です。(井田)

参加者募集!

20th ANNIVERSARY

推進協 20周年記念式典のお知らせ

日時 R8年10月16日(金) 11:30~14:30
場所 第一ホテル東京 5階ラ・ローズ
(東京都港区新橋1丁目2番6号)

申込はこちら

参加者募集!
会員施設の施設長他

詳細はホームページより
suishinkyo.net

厚労省 虐待防止研修対応

虐待防止研修

1本1時間

いつでも視聴可!

2026年度 **友共事業**

共につくり、友に学ぼう、共に

ユニット型施設 事例研究募集

募集期間: 2027年3月31日まで

テーマは自由!